

新尾道市総合計画

人口減少、少子高齢化の進展に対応し、市民の願いを実現した持続可能なまちづくりに取り組むため、新しい「尾道市総合計画」を策定しました。

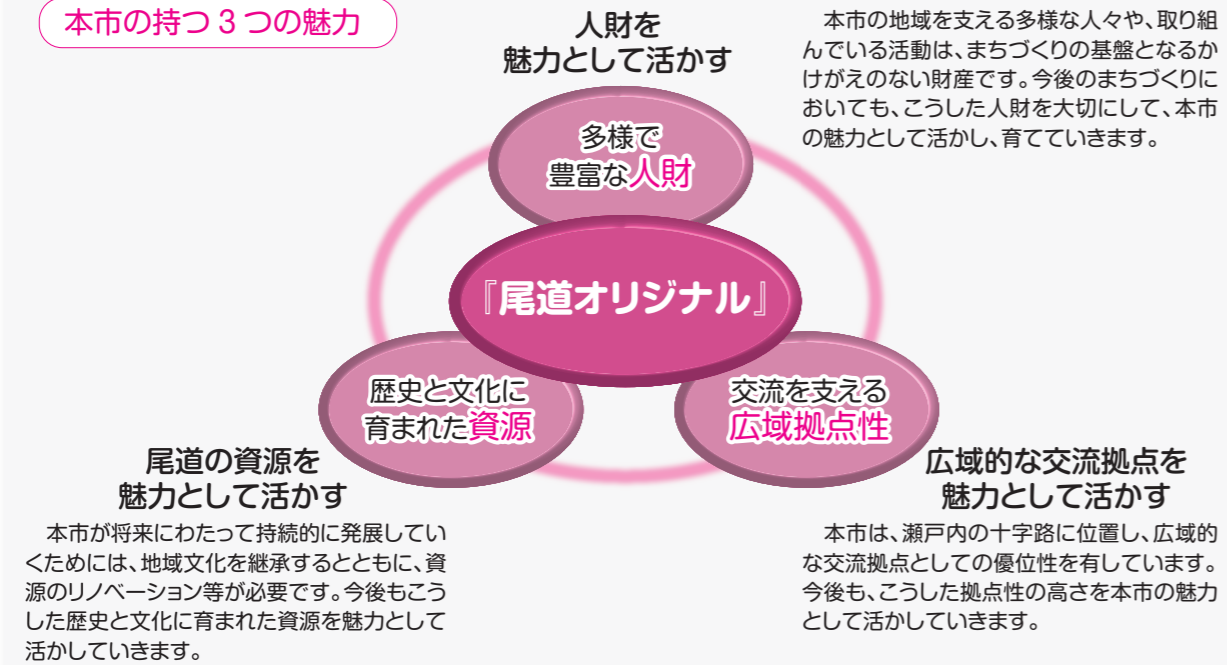
計画の基礎となるまちづくりの考え方、目指すべき都市像、まちづくりの基本的方向を掲載します。

政策企画課(☎0848-38-9316)

まちづくりの考え方

本市が将来も発展していくために、
本市の持つ「人財」「資源」「広域拠点性」の3つの『尾道オリジナル』をさらに高めていくことで、
独創的なまちづくりを展開

本市の持つ3つの魅力



キャッチフレーズ

高める『尾道オリジナル』

元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～

本市が将来にわたり、持続的に発展していくためには、地域経済を支える産業の活性化や更なる交流の拡大・推進が必要です。

元気あふれ

産業を元気にすることで、新たな雇用を生み出し、地域の活性化、移住・定住人口の増加につなげていくことが必要

人がつながり

心豊かな人材を育て、先人が残してきた誇りや、尾道市民としての心のつながりを大切に、人と地域がつながる社会を実現していくことが必要

安心して暮らせる

健康・福祉・医療・介護等、また、防災・防犯対策等の充実により、日常生活の安全を確保し、誰もが安心して快適に暮らすことのできるまちを目指すことが必要

このような視点に立ち、尾道らしい、尾道だからこそできる独創的なまちづくりを展開することにより、
市民が誇れるまちの実現を目指します。

産業の活力があふれ、
交流と賑わいが生まれる
まちづくり

魅力ある人材が育ち、
地域に愛着と誇りを持てる
まちづくり

誰もが安全・安心で
快適に住み続けられる
まちづくり

基本的方向

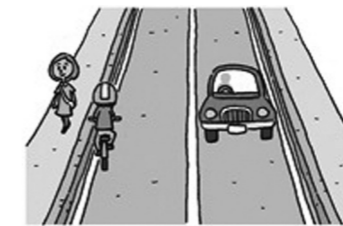
自転車安全利用五則

新年度になり、自転車通勤や通学をはじめた人も多いため、交通安全事故に遭わないため、また、起こさないために必ず交通ルールを守りましょう。

図総務課(☎0848-38-9216)

1 自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は「車両」と位置づけられています。歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。



ただし、例外として、次のような場合は、自転車が歩道を通行することができます。

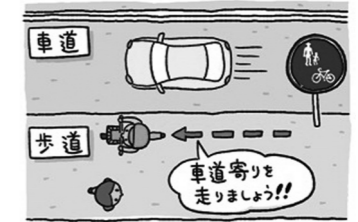
- (1) 道路標識や道路標示で指定された場合
- (2) 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人の場合
- (3) 車道や交通の状況からみても、やむを得ない場合

2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません。道路を安全に通行するために、左側通行を守りましょう。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道は歩行者優先です。自転車が歩道を通行するときは、車道寄りの部分を徐行(すぐに止まれる速度で通行すること)しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。



4 安全ルールを守る



飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



交差点での一時停止と安全確認、信号遵守



夜間はライトを点灯

こんな運転もやめましょう

- ×携帯電話を使いながらの運転
- ×傘さし運転
- ×イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながらの運転

5 子どもはヘルメットを着用



ヘルメットを選ぶ際は、実際に子どもにかぶらせて、子どもの頭のサイズに合ったものを選んでください。頭部を守るためには、ヘルメットを正しく着用することが重要です。子どもの安全を守るのは、保護者の責任です。

※引用：政府広報オンライン

自転車保険、入ってますか？

交通ルールを遵守して事故を起こさないことが一番ですが、事故を起こしてしまった際には、被害者に対して損害賠償の責任を負う場合があります。万が一の事故に備え、保険への加入を検討しましょう。

※詳しくは、保険会社や自転車安全整備店等へお問い合わせください。

※すでに加入している自動車保険などに、自転車事故の特約が付いている場合がありますので、一度ご確認ください。

